木造・木質化支援事業　Q＆A　【R7.7.15 更新】

【補助対象事業】実施要領第４関係

Q１	混構造は木造化の補助対象に含まれますか？

A：　混構造の場合、原則、施設の木造部分のみが補助対象となります。
事業の利用を検討されている場合は事前に御相談ください。

Q２	大型商業施設等について、１建築物内で複数の事業者が別で補助申請することは可能か？

A：　事業者が異なる場合は、同一の建物内であっても、事業者別で申請が可能となります。
補助対象の可否は下表を参考としてください。

<table>
<tr><td>区分</td><td>パターン1</td><td>パターン2</td></tr>
<tr><td>整備例</td><td><table><tr><td>店舗A</td><td>店舗B</td><td>店舗C</td><td>店舗D</td></tr><tr><td>店舗E</td><td colspan="2"></td><td>店舗F</td></tr><tr><td>店舗G</td><td>店舗H</td><td>店舗I</td><td>店舗J</td></tr></table></td><td><table><tr><td>2階:店舗B</td></tr><tr><td>1階:店舗A</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>整備内容</td><td>既存施設内において、
事業者が異なる店舗B、Jの整備</td><td>既存施設内において、
1・2階で事業者が異なる店舗の整備</td></tr>
<tr><td>補助対象の可否</td><td colspan="2">事業者が異なる場合は、同一建物内であっても、事業別に申請が可能</td></tr>
</table>

【他の補助金との併用】実施要領第６関係

Q３	国又は県の補助金等を活用して整備する施設において、同時に木質化を実施する場合、その木質化については補助の対象になりますか？

A：　原則、同一対象への重複の補助は認められませんが、補助対象や請負工事契約が明確に切り分けることができるようであれば、補助の対象になる場合があります。

【補助対象事業費】実施要領別表（第６関係）関係

Q４	補助対象事業費の範囲は？

A：①木質化の補助対象事業費は、内装木質化に係る県産材の材料代に要する経費とし、木材費、木材の加工費（下地材、木材への塗料、釘等の設置に必要な部品等を含む。）、施工費も対象の範囲とします。

②木造化の補助対象事業費は、木工事費とします。

Q５	木造化の補助対象面積はどのように計上すべきか？

A：　事業目的に沿って利用される箇所の面積を計上してください。

例えば、事務所の執務室のように事業の趣旨に沿わない用途で使われる箇所は、補助対象面積から除外してください。ご不明な点がありましたら事前に御相談ください。

【木造化（中大規模施設）の補助要件】実施要領別表（第６関係）関係

Ｑ６	要領別表（第６関係）記載の先駆的な木材とはどのようなものですか？

Ａ：　先駆的な木材の例として、CLT、接着重ね梁、耐火集成材・LVL・NLT・被覆型耐火構造等があげられます。その他の利用については、個別に判断を行いますので、事前に御相談ください。

Ｑ７	JAS 製品又は先駆的な木材等はどの程度使用すれば対象となりますか？

Ａ：　JAS 製品又は先駆的な木材等の使用量については、主要構造部（柱、梁、桁、構造用合板等）の木材使用量に占める割合が５割以上であることが必要です。

Ｑ８	利用者の目に見える内装等にも県産材が使われているかは、どのように確認しますか？

Ａ：　事業計画書提出時の、図面（パース等）から総合的に判断します。県産材が柱や壁、腰板、架構等に視認できる形で使われているかを確認します。

Ｑ９	年間の延べ利用者数が１万人以上を見込めることはどのように判断しますか？

Ａ：　事業計画書記載の施設の利用者数から１日の利用者数、収容人数、回転率等を考慮して判断します。

Ｑ10	補助額が 10,000,000 円を超える場合は、「建築物木材利用促進協定」を締結することとあるが、いつまでに締結すればよいですか？

Ａ：　補助金の確定までに建築物木材利用促進協定を締結することとします。

【事業実施期間】実施要領第７関係

Ｑ11	施設の工事期間と補助事業実施期間の違いは何か？

Ａ：①工事期間は、工事契約の契約日から供用開始（予定）日の前の日とします。

②補助事業実施期間は、補助対象となる木工事の着手から補助対象となる木工事が完了し、補助事業者が検査、引渡し（納品）が完了した日とします。

【補助対象施設等の管理責任】実施要領別表第 18 関係

Ｑ12	事業により取得した、施設及び木の調度品等に関する管理責任については誰が負うのか？

Ａ：　補助事業者が負うこととなります。

本事業により取得した施設及び木の調度品については、善良な管理者の注意をもって、管理を行うことを補助条件にしています。また、補助対象施設について、事業の目的に沿わない利用があった場合には補助金の返還を求めることがあります。

【追加】

Q13	ウッドデッキの設置は補助対象になりますか？

A： ウッドデッキは原則、補助対象外です。

ただし、補助対象となる建築物本体に付属するウッドデッキであれば、補助の対象となる場合があります。

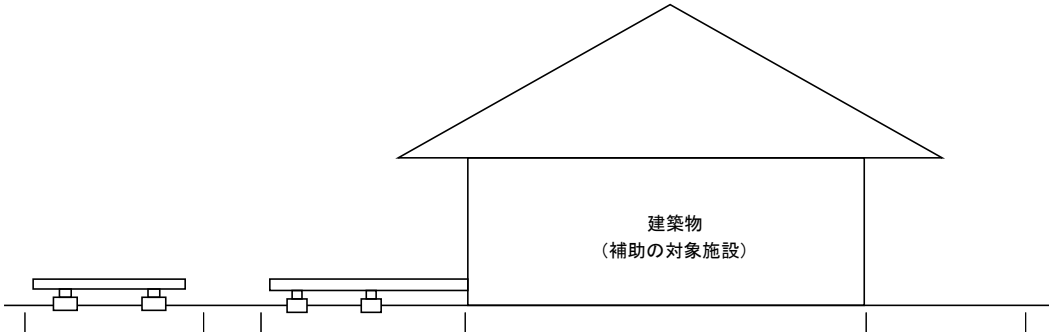

外構	外構	建築物	外構
ウッドデッキ（独立）	ウッドデッキ（付属）	建築物本体	駐車場舗装
対象外	対象※	対象(木造・木質化工事のみ)	対象外

※建築物本体に木造・木質化の工事を伴う場合のみ